

## 令和7年度 第2回安城市市民参加推進評価会議 議事要旨

日時	令和7年11月14日（金） 午前10時～午前11時40分	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	寺田会長、小鹿副会長、神谷委員、久米委員、杉浦委員、古田委員、今永委員、瀬野委員、山本委員 (欠席：吉田委員)
	事務局	横手市民生活部長、早水市民生活部次長兼市民協働課長、竹内市民協働課長補佐兼市民協働係長、市民協働係（杉浦、幸田、平野、島）
次第	<ol style="list-style-type: none"><li>市民憲章唱和</li><li>市長挨拶</li><li>辞令交付</li><li>委員紹介</li><li>会長及び副会長選出</li><li>会長挨拶</li><li>市民参加条例等について<ol style="list-style-type: none"><li>市民参加条例について</li><li>市民参加の評価方法について</li></ol></li><li>その他</li></ol>	

### 今回の会議の目的

- ・市民参加条例の概要理解
- ・市民参加対象事項の評価方法等の確認

### 議事要旨

(司会)

本日は、お忙しいところ安城市市民参加推進評価会議にご出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。

今回は改選後、初めての会議となり、前期から引き続き委員を務めていただける方は3名、新しい委員の方は7名、委員総数は10名となっております。

ご欠席のご連絡をいたしています委員は、吉田委員の1名で、ただいまの出席委員は安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しております、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、ただ今から令和7年度第2回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

## 1 市民憲章唱和

(司会)

次第1「市民憲章唱和」 市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

### 【市民憲章唱和】

ありがとうございました。ご着席ください。

## 2 市長挨拶

(司会)

それでは、次第2「市長挨拶」。三星市長からご挨拶を申し上げます。

(市長)

皆様おはようございます。安城市長の三星でございます。本日は大変お忙しい中、市民参加推進評価会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日改選後初めての会議になります。今回新たに委員に就任をいただく方々、そして再任の委員の方々、この度の委員就任を快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また、公募によって委員になられた皆様におかれましては、この市民参加推進評価会議の委員にご応募いただき、本当にありがとうございました。

さて安城市は、自治基本条例の理念に基づき、市民参加の手法や基本的な事項を定めた「安城市市民参加条例」を平成23年4月に制定しました。この条例に基づき市民参加の推進そして市民が主役の自治の実現を目指しています。この市民参加推進評価会議は、安城市行政の各部署が様々な仕事をしている中で、どれだけ市民参加の機会を設けているか、またその手法や回数などが適切かどうかという点について、委員の皆様に評価・審議いただく会議です。本日の会議は、初めて就任される方がいらっしゃいますので、安城市的市民参加に関する取り組みにつきまして、後ほど詳しく説明をいたします。

令和9年6月末までの2年間の任期となります。委員の皆様には、それぞれの立場から専門的見地に立ち貴重なご意見をいただいて、皆様とともに市民参加をしっかりと推進してまいりたいと思っております。これからもよろしくお願いをいたします。私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。

2年間どうぞよろしくお願いいいたします。

## 3 辞令交付

(司会)

続きまして、次第3「辞令交付」。委嘱辞令を交付させていただきます。

代表として神谷幸代様にお受け取りいただきたいと思います。神谷様は正面にお越

しください。皆様の辞令につきましては、お手元にございますので、ご確認をお願いします。それでは、市長よろしくお願ひします。

**【辞令交付】**

ここで、市長は他の公務のため、退席させていただきます。

**4 委員紹介**

(司会)

続きまして、次第4「委員紹介」に移ります。委員の皆様、自己紹介をお願いします。スクリーンに名簿を示しておりますので、恐れ入りますが、この順番にお願いしたいと思います。まず、神谷委員からお願ひします。

**【委員自己紹介】**

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

**【事務局紹介】**

**5 会長・副会長の選出**

(司会)

それでは、次第5「会長・副会長の選出」。本日は、任期が開始されてから1回目の会議となりますので、会長、副会長の選出をさせていただきたいと思います。安城市市民参加条例施行規則第11条の規定により、会長及び副会長は委員の互選により選出すると定められていますので、まずは、会長の選出から始めさせていただきます。会長の選出につきまして、ご発言はありますでしょうか。

(委員)

町内会長連絡協議会会長の寺田委員を推薦します。前期においても本会議の会長を務められており、地域と行政に幅広い人脈やネットワークをお持ちの寺田委員が、この審議会の会長に適任かと思われますので、推薦いたします。

(司会)

ただいま、寺田委員を会長にというご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、寺田委員に会長をお願いしたいと思います。寺田委員、前の席へお願ひします。

(司会)

続きまして、副会長について、ご発言はございますか。

(会長)

小鹿委員を副会長に推薦します。本会議の委員を長く務められ、知識も豊富でいらっしゃり、市民活動についても精通されている小鹿委員を推薦いたします。

(司会)

ただいま、小鹿委員を副会長にというご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、小鹿委員に副会長をお願いしたいと思います。小鹿委員、前の席へお願ひします。

## 6 会長挨拶

(司会)

続きまして、次第6「会長挨拶」。寺田会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

皆様、改めましてこんにちは。先ほど推薦いただきました安城市町内会長連絡協議会会长の寺田覚です。古井新町町内会長と保護司を兼務しており、また、安城交響楽団の理事という立場で、「音楽のある1日」などの様々な活動をしています。前期に続いて会長にご指名いただき、頑張っていきたいと思います。

先日、インフルエンザの予防接種をしてきましたが、愛知県も岐阜県もインフルエンザの注意報が出ており、学校も学級閉鎖するなど、我々から子ども達にうつしたり流行させたりしないように気を付け、子ども達を守っていかなければならぬと思いました。

本日は特に議題がございませんが、新しく委員になられる方が多いので、改めて市民参加について勉強していただきたいと思っています。また、総合計画の審議会など様々な審議会が並行して行われています。それぞれの審議会のホームページなどを見ていただければ、安城市がどのような事業を行っているかがよく分かりますので、ぜひ一度目を通していただければと思います。

本日はよろしくお願ひいたします。

## 7 (1) 市民参加条例について

(司会)

ありがとうございました。それでは、次第7「市民参加条例等について」に移ります。

なお、本日は議題がないため、事務局でこのまま会議を進行させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。ご質問等につきましては、その都度、時間を設

けさせていただきますので、委員の皆さんにおかれましては、ご発言をする場合、必ず挙手をしていただき、指名された後、マイクを持ってご発言していただくようお願いいたします。

それでは、次第7（1）「市民参加条例について」事務局から説明させていただきます。

（事務局）

【資料の確認】

【市民参加条例について 説明】

（司会）

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

（副会長）

質問を二つほどさせてください。

まず一つ目、市民参加パートナーバンクについて、市民公募は3年に一度入れ替わると思いますが、エンパワーメント講座やユースカレッジの卒業生は固定化しており、年齢が高齢化しているのではないかと思います。登録者の変動について、まずお聞かせください。

（事務局）

ご質問ありがとうございます。市民参加パートナーバンクの登録の分類のうちエンパワーメント講座、まちづくりびと養成講座修了生、ユースカレッジ卒業生、シルバーカレッジ卒業生、愛知県の男女共同人材育成セミナー修了生については、永年登録としておりまして、削除の申し出がない限り登録を継続しています。

おっしゃるとおり、この永年登録の登録者が高齢化している現状もありますが、一方で、毎年それぞれの受講生（まちづくりびと養成講座を除く）に対して登録依頼を行っており、数は少ないですが新しい方に登録をしていただいているます。

（副会長）

ありがとうございました。若い方や新しい方も入っていると聞いて少し安心しました。

二つ目の質問は、eモニター制度の登録者数についてです。この制度は非常に回答率が良く意識の高い方も多いので、農業振興協議会でも指標にしていると聞きました。非常に有益なアンケート調査であると思いますが、その年齢層の内訳が分かりました

らお聞かせ願います。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。eモニター制度については、広報広聴係で実施している制度ですので、把握できているのは全体の登録人数のみで、内訳については分かりかねます。また調べて情報提供いたします。

(委員)

説明ありがとうございました。取組みの内容や現状をよく理解してきたつもりで、私自身は、安城市の市民参加の制度は誇れる制度であると思いますが、担当課の立場から、市民参加の制度や現状をどのように捉えているのかを聞きたいと思います。つまり、市民参加を実施する制度がしっかりとできていて、きちんと整っていると理解しているのか、あるいは、市民の参加が少なくて課題ばかりであると思っているのか、せっかくの機会ですので、教えていただけると嬉しいです。

(事務局)

担当者としての回答になってしまいますが、制度としては整っており、このまま継続して市民参加に取り組んでいくべきと思っています。一方で、おっしゃる通り、参加者が少なかつたり限定されているという点は、以前から問題点として挙げられており、解決は難しいという印象を持っています。この他に、市民参加の業務を行う中で、制度を使う市職員側の認知度の低さを感じており、改めて周知をしていかなければならぬと思っています。

(委員)

過去には安市の市民参加の取組みは先進的だと言われていた時代はありますが、世代も変わり、この制度の使い手側の部署の職員の理解や制度の受け手側の市民や民間の方の意識が薄らいでいることに課題意識を持って取り組んでほしいと思います。そして、回答率が高いと言われているeモニター制度のような効果的な手法をより多く取り入れるチャレンジをしてほしいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

先ほどのeモニター制度の登録者の年代という点に戻ります。実際の登録者数は分かりかねますが、市のウェブサイトに掲載されている、6月に行われた「犯罪被害者等支援のアンケート」の結果を参考として申し上げます。10代が0.4%、20代が4.7%、30代が20.5%、40代が25.0%、50代が24.3%、60代が16.2%、70代が

7.1%、80代以上が1.8%となっており、30代から50代の年代が多い傾向にあると推測できます。回答数に応じて商品券がもらえる制度内容であり、回答することに対して見返りがあるため回答率が高いと思われます。

(会長)

今年から町内会連絡協議会ではデジタル化を特に推進しています。吉井新町では500世帯のうち250世帯がLINEのオープンチャットに加入しており、町内会の情報や回覧板を電子化して提供しています。現在は地震等災害時の安否確認としても利用しようと考えています。これまで、地震があった際は家の前に黄色いタオルを出して、無事を示して安否確認を取ろうとしていましたが、それを見に行くのも大変な作業であるため、LINEのオープンチャットを活用して被災の状況報告を簡単にできるようにと考えています。

さらに、市民協働課主導で20町内会がLINEの活用を進めており、各町内会積極的でこの先5年程で全ての町内会で活用していくのではないかと思います。そういったデジタルの活用も市民参加に取り入れるとよいですね。町内会のデジタル化が進み、市がそれを活用すれば市民の意見は容易に取れるようになると思います。

市民参加の制度については私もこのままでいいと思いますが、eモニター制度をもっと活用したらという話題が出ており、説明を聞いて改めてデジタル化の推進が遅れている点について、もったいないという気がしました。

(委員)

eモニター制度だけに頼らずデジタルを活用した他の手法も考えないと時代遅れになりかねないと言えますね。何か検討してほしいと思います。世の中と市職員が考える状況にギャップがあるのではないかでしょうか。素晴らしい制度ですが、ソフト面に問題があると感じています。

(事務局)

審議会の委員やパブリックコメントの意見を募集する際には、メールでの受付や「あいち電子申請・届出システム」というスマートフォンでも申請できるフォームを使った受付方法を導入するなど、少しずつデジタル化を進めていますが、やはり皆様がおっしゃるように、これまでのやり方では頭打ちのようになります。eモニター制度やLINEのオープンチャットなど、見返りがある手法や気楽で利用しやすい手法を取り入れていくことを考えていくといいのではないか、というご意見だと受け取らせていただきました。ご意見いただきありがとうございました。

7 (2) 市民参加の評価方法について

(司会)

それでは、続きまして、次第7（2）「市民参加の評価方法について」、事務局より説明させていただきます。

(事務局)

**【市民参加の評価方法について 説明】**

(委員)

次回から評価をするということでしたが、流れが分かりにくかったのでもう一度説明していただきたいです。

(事務局)

評価の流れが分かりにくく申し訳ございませんでした。

まずは、担当課からどのような計画を策定しようとしているのかという調査票が市民協働課に集まり、それを会議の前に委員の皆様へ送ります。

その調査票をもとに評価を一旦考えて、事前に提出していただきます。評価にあたって委員の皆様から質問やご意見があった場合は、その意見や質問に対する回答を各課で作成します。

意見や質問に対する回答を再度会議の前に皆様に送り、皆様はそれを読んだ上で会議に臨んでいただき最終評価の決定をするという流れになります。

したがって、市民協働課から委員の皆様への資料の事前送付は2回あります。

時期としては、来年度の予定評価というのが先に来ます。12月頃に各課へ調査をかけていきます。とりまとめをして、1月から2月に事前のやり取りをして会議自体が3月にあるという流れです。

(委員)

私も同じように分かりづらいと感じていたのですが、私たちにいつ何が送られてきて何を出すのか、全体的なスケジュールを作成して欲しいです。

(事務局)

イメージ図ではなく、具体的なスケジュールの提示ということで、承知しました。

(委員)

事前の書類の受取り方法について、メールでの受取りを希望すればデータで回答できるということでしょうか。

(事務局)

はい。エクセルやワードで作成した資料をメールで送りますので、データでの回答ができます。受取り方法を郵送で紙資料のみとした場合は手書きでの回答となります。

(委員)

資料の様式について、手書きの紙をベースに作成されているので、データでの提出を見据えたフォーム作成を検討するとよいと思います。

(事務局)

型にはまった様式ではなく、回答しやすく、また、とりまとめやすい様式の作成を検討していこうと思います。ご意見ありがとうございました。

(副会長)

この場にふさわしくない質問でしたらすみません。

市民がモニターになって、議会や委員会を傍聴し、その後研修会や意見交換会で意見を述べるという「議会モニター」というまだ比較的珍しい制度があると聞きました。

このような制度を安城市も取り入れて、市の政策提言に繋がっていかないかなと思います。

市民参加条例第 11 条にある市民政策提案ですが、ハードルが高いと感じており、そこで、この議会モニターの制度が市民政策提案に繋がるのではないかという可能性や導入について、今永委員にお伺いしたいです。

(委員)

その制度については理解していませんが、市民の声を反映させるコンセプトに合っている制度ではないかということですね。

市民参加の制度への議会モニター制度の導入が、どの程度ハードルが高いかという点が、一つの論点かもしれないです。条例で決まっている中で当てはまる項目がないのであれば、市民参加の制度のあり方を変える必要があるかもしれませんし、拾えるようなものであれば取り入れることを検討できるといったところですが、そのレベル感が今の話を聞いた限りでは分からないです。事務局はどのような印象でしたか。

(事務局)

確かに、市民政策提案制度の手続きは細かい予算や 10 人以上の署名が必要とされる形なので、ハードルが高いのではとの委員のお話だと思います。

議会モニター制度については聞いたことがないため何とも言えないところですが、議会を聞いた後で意見を出されたものを施策に反映するというようなことと理解しま

した。どのように活かしていくかは制度をしっかりと理解しないと検討できないと思います。

(委員)

無理やり市民参加の制度に入れ込まなくても、関心のある市民が市議会を傍聴し、その後ディスカッションするという内容は素晴らしい、あるべき姿だと思います。市長との座談会で無理やり意見を聞き出すよりは、この議会モニターの制度に限らず、インターンシップの学生なども含めた行政に参画する意欲のある方の意見を聞く体制 자체は、否定すべきものではないと思います。

先進的な例えをあげると、岐阜県飛騨市では、市長業務のインターンシップという取組みを実施しています。市長業務に随行する中で市長とディスカッションしていくと、そこで政治や行政に関心を持ち、さらに理解が深まって、その結果、市民参加に積極的な人が生まれる。このように繋がっていくことが、市民参加に積極的な中心人物が少ないという課題に対して、有益な事例の一つであると思います。そういう観点をもって業務を行うことは重要なことだと思います。

(会長)

評価の仕方についてですが、評価対象の事業が多くあり、見る資料も数字の羅列ばかりで評価が大変であると思っています。例えば、明らかに市民参加が十分なものは委員の評価の対象から除いて、疑義のあるものを審議会で評価をするというやり方をしてはどうでしょうか。また、この場で担当課による説明があると直接質疑ができ、評価がしやすくなると思います。

## 8 その他

(司会)

続きまして、次第8「その他」。令和7年度第3回市民参加推進評価会議の日程について、事務局より説明いたします。

(事務局)

次回の会議ですが、令和8年3月18日（水）の午前10時からを予定しています。場所は本日と同じく市役所本庁舎3階第10会議室で開催予定です。よろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、最後に課長からお礼のことばを述べさせていただきます。

(課長)

本日は、貴重なお時間をいただき、市民参加条例、市民参加の評価方法についての説明をお聴きください、誠にありがとうございました。本日の資料及び議事録については、安城市公式ウェブサイトへ掲載・公表してまいりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。ありがとうございました。

#### 今後の対応・検討事項

- ・市民参加の手法へのデジタルの導入及びデジタルを活用した回答様式の作成を検討
- ・評価にかかる具体的なスケジュールの提示
- ・「議会モニター」を含めた、新しい市民参加の方法や行政に関心を持つ市民の発掘方法を検討
- ・市民参加推進評価会議での審議の進め方を検討